

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



長野県 筑北村

目 次

序章 基本的な事項	1
1 筑北村の概況	1
（1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
（2）過疎の状況	2
（3）社会経済的発展の方向	2
2 人口及び産業の推移と動向	2
（1）人口の推移と動向	2
（2）産業の推移と動向	3
3 行財政の状況	6
4 過疎地域持続的発展基本方針	8
5 過疎地域の持続的発展のための基本目標	8
6 計画の達成状況の評価に関する事項	9
7 計画期間	9
8 公共施設等総合管理計画との整合	9
第1章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
1 現況と問題点	10
2 持続的発展に向けての対策	10
3 事業計画（令和3年度～7年度）	11
第2章 産業の振興	12
1 現況と問題点	12
2 持続的発展に向けての対策	14
3 事業計画（令和3年度～7年度）	16
4 産業促進事項	18
第3章 地域における情報化	19
1 現況と問題点	19
2 持続的発展に向けての対策	19
3 事業計画（令和3年度～7年度）	20
第4章 交通施設の整備、交通手段の確保	21
1 現況と問題点	21
2 持続的発展に向けての対策	22
3 事業計画（令和3年度～7年度）	23
第5章 生活環境の整備	25
1 現況と問題点	25
2 持続的発展に向けての対策	26
3 事業計画（令和3年度～7年度）	28

第6章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
1	現況と問題点	30
2	持続的発展に向けての対策	32
3	事業計画（令和3年度～7年度）	34
第7章	医療の確保	36
1	現況と問題点	36
2	持続的発展に向けての対策	36
3	事業計画（令和3年度～7年度）	36
第8章	教育の振興	37
1	現況と問題点	37
2	持続的発展に向けての対策	38
3	事業計画（令和3年度～7年度）	39
第9章	集落の整備	42
1	現況と問題点	42
2	持続的発展に向けての対策	42
3	事業計画（令和3年度～7年度）	42
第10章	地域文化の振興等	43
1	現況と問題点	43
2	持続的発展に向けての対策	43
3	事業計画（令和3年度～7年度）	44
第11章	再生可能エネルギーの利用の推進	45
1	現況と問題点	45
2	持続的発展に向けての対策	45
3	事業計画（令和3年度～7年度）	45
第12章	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	46
1	現況と問題点	46
2	持続的発展に向けての対策	46
3	事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	47
4	備考	50

序章 基本的な事項

1 筑北村の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本村は、長野県のほぼ中央部に位置し、長野市からは電車で約 30～50 分、松本市からは電車で約 20～40 分に位置し、北は千曲市・麻績村・長野市、東は上田市・青木村、南は松本市、西は安曇野市・生坂村に隣接しています。四阿屋山をはじめ、岩殿山、冠着山など象徴的な山々を背景として、東条川、安坂川、麻績川などが形成した河岸段丘や緩やかな標高約 500m～1,150mの傾斜地に集落が点在し、総面積 99.47 ㎢の自然豊かでのどかなところです。

気象は、気温の日較差・年較差が大きい内陸性気候です。降水量・降雪量とも比較的少なく気候は安定していますが、一方で凍霜害、冷害、干害等に見舞われることがあります。

主な交通基盤として、一般国道 403 号が村中央部を、一般国道 143 号が南端を通っている他、令和 5 年 3 月の供用開始を目指して、村内を通過している長野自動車道にアクセスする（仮称）筑北スマートインターチェンジの整備を進めています。また、J R 篠ノ井線が中央部を通り、西条駅、坂北駅、冠着駅の 3 駅が設置されています。

各地域の変遷は、旧本城村は明治 8 年の合併によって乱橋村・西条村・東条村・大沢新田村から本条村となりましたが、同 15 年にはもとの 4 か村に分離、同 22 年に再び合併し、本城村となりました。旧坂北村は、明治 8 年に、苧谷沢村・中村・青柳町村・竹場村・仁熊村・別所村・荻新田村が合併し坂北村となり、阪から坂への字の変更については定かではありません。旧坂井村は、安坂村・永井村が明治 8 年に合併し、坂井村となりました。そして、平成 17 年 10 月に 3 村が合併し筑北村が誕生しました。

産業の面から見ると、農業は、地理的な制約などにより農業経営基盤が零細なことに加え、高齢化、後継者の不足、有害獣による被害が深刻なことにより、経営耕地の荒廃化の進行が深刻な問題となっています。

商業は、村外の大型店などに消費者が流出し続けていることや農業と同様に事業主の高齢化、後継者不在等の問題を抱え、個人商店を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。一方で移住者による飲食店や簡易宿泊所の新規開業もわずかですが見受けられます。

工業は、中小零細の下請け企業が中心であり、労働力不足、高齢化などの問題を抱えています。

また、大企業の生産拠点が海外進出するなどの影響によって、厳しい経営環境にあることは否めません。

観光は、誘客力のある観光地・スポットが少ないことから、近隣市町村との広域観光ネットワークの形成が不可欠です。また、多様化・個性化する観光ニーズに対応することを目的に観光協会の設立の準備を進めています。

(2) 過疎の状況

高度成長期の経済発展とそれに伴う社会環境の変化によって、農山村から都市へと人口流出現象がおこった昭和40年（国調）から昭和50年の10年間には、8,716人から7,523人まで人口が減少しています。昭和50年から35年後の平成22年には5,172人、40年後の平成27年には4,730人となり、減少傾向に歯止めがかからない状況です。

労働力についてみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、昭和60年に年少人口を上回り、平成27年には高齢化率（老年人口の比率）が40%を超えています。いかに労働力が減少しているかがわかります。

人口の減少は続くものと予測されていますが、過疎対策として道路等交通体系の整備、集落内の集会施設整備、コミュニティ施設の充実、体育施設や公園整備等居住環境の改善、また産業の振興による雇用機会の確保等を図り、全ての人々がどこに住んでも健康で安心して暮らせる環境を目指します。

(3) 社会経済的発展の方向

昭和40年から平成27年までの50年間の産業別人口の動向を見ると、第1次産業就業者の構成比は、58.6%から21.1%と大きく減少しています。これに対し、第2次産業就業者の構成比は、17.6%から23.8%と増加しています。第3次産業就業者の構成比は、23.8%から54.9%と増加し、就業構造の変化をきたしています。

本村が松本生活圏（経済圏）に属し、優良企業等が松本平を中心に進出し、農村部の若年労働者を吸収することを考えれば、今後この傾向は更に強まるものと予測されます。このため、若年労働者の就業の場の確保のための企業誘致のほか、兼業化・高齢化が進んでいる農業の振興策として、省力化のための基盤整備と生産性の向上を図ることが必要です。

バブル経済崩壊後の社会経済の大きな変化や、高齢化、少子化、国際化、情報化が進むにつれ、村政に対する需要も多様化し、質的な向上も要求されています。広域的な交流、地域の特性を活かした個性的なふるさとづくりを進めていくことが重要であり、達成に向けては筑北村独自の政策の確立と、その持続的な取り組みを進める必要があります。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

昭和35年と55年後の平成27年国勢調査を比較すると、人口9,757人から4,730人と減少しています。

平成27年時点の男女別人口は、男性が2,323人、女性が2,407人で、年齢階級別（5歳刻み）・男女別の人口構成の現状をみると、男女とも0歳～34歳までの階級別人口がそれぞれ100人を下回っており、また、いわゆる団塊の世代が含まれる65～69歳の階級にピークがみられます。その階級が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年の将来推計では、年少人口が300人を下回り、人口の減少がより顕著になると推計されています。

(2) 産業の推移と動向

産業別就業人口の平成7年以降の推移をみると、本村では、総人口の減少とともに就業人口は減少し、総人口の占める就業人口数も漸減し、平成27年には昭和35年と比べて半数以下まで減少しています。

産業別の就業人口の比率をみると、第1次産業では、漸増漸減を繰り返し、平成27年は全就業者数の約20%であり、平成7年から約4%減少しました。第2次産業では平成7年から漸減し、就業人口における比率は20年で12%減少し約24%となっています。その一方で、第3次産業の比率は平成7年以降漸増しており、平成7年に約40%でしたが、平成27年には約55%となりました。就業人口は漸減するなかで、第1次産業・第2次産業から第3次産業へと次第にシフトしてきている状況です。

平成27年の就業人口から、産業分類別にみると、本村では第1次産業人口及び第2次産業人口が際立って多い状況です。男性では農業が際立って多く、女性では医療・福祉が最も多くなっています。

次いで多い業種が、男性では製造業、建設業、卸売業・小売業、運輸業・郵便業で、これら上位5業種で全体の6割近くを占めています。女性では、農業、卸売業・小売業、製造業で、これら上位4業種で全体の6割近くを占めています。男女間で就業人口を比較すると、全体的に差のある業種が比較的多い状況です。

また、男性の就業人口の総数は、女性よりも大幅に上回っています。

村内で最も就業人口の多い農業への就業者は、男女とも60代が多くを占めています。次いで多い業種である男性の製造業への就業者は20～50代、建設業は50～60代が多い傾向にあり、女性ではサービス業への就業者が40-60代に多くなっています。いずれの各業種、男女とも就業者の高齢化の傾向がみられます。

なお、筑北村の高齢者の就業率（就業者数に対する65歳以上の方の比率）は27.6%で、県平均の16.8%と比べ10%高い状況です。

将来、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、本村では、女性就業率や高齢者就業率を引き続き維持していくこと、若者の雇用の場を確保すること等が人口減少対策においてポイントとなり得るといえます。

※筑北村人口ビジョン抜粋（国勢調査）

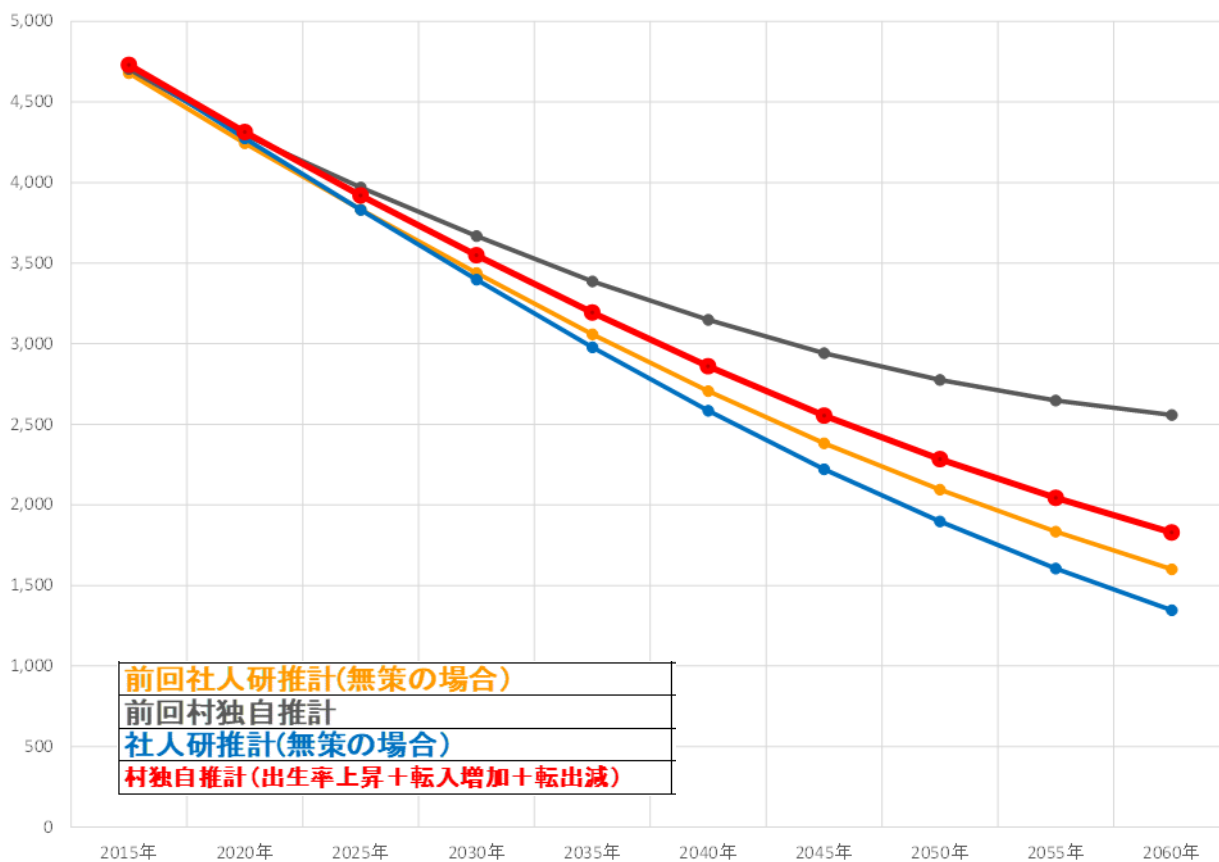
表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	9,757		8,716	△ 10.7	8,105	△ 7.0	7,523	△ 7.2	7,556	0.4
0歳～14歳	3,071		2,281	△ 25.7	1,738	△ 43.4	1,497	△ 13.9	1,472	△ 1.7
15歳～64歳	5,818		5,486	△ 5.7	5,353	△ 8.0	4,883	△ 8.8	4,784	△ 2.0
うち 15歳～ 29歳 (a)	1,772		1,661	△ 6.3	1,701	△ 4.0	1,414	△ 16.9	1,306	△ 7.6
65歳以上 (b)	868		949	9.3	1,014	16.8	1,143	12.7	1,300	13.7
(a) /総数 若年者比率	18.2	%	19.1	—	21.0	—	18.8	—	17.3	—
(b) /総数 高齢者比率	8.9	%	10.9	—	12.5	—	15.2	—	17.2	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	7,420	△ 1.8	7,111	△ 4.2	6,570	△ 7.6	6,049	△ 7.9	5,702	△ 5.7
0歳～14歳	1,357	△ 7.8	1,065	△ 21.5	821	△ 22.9	641	△ 21.9	638	△ 0.5
15歳～64歳	4,603	△ 3.8	4,351	△ 5.5	3,929	△ 9.7	3,541	△ 9.9	3,179	△ 10.2
うち 15歳～ 29歳 (a)	1,154	△ 11.6	1,137	△ 1.5	1,043	△ 8.3	935	△ 10.4	730	△ 21.9
65歳以上 (b)	1,460	12.3	1,695	16.1	1,820	7.4	1,867	2.6	1,885	1.0
(a) /総数 若年者比率	15.6	—	16.0	—	15.9	—	15.5	—	12.8	—
(b) /総数 高齢者比率	19.7	—	23.8	—	27.7	—	30.9	—	33.1	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,172	△ 9.3	4,730	△ 8.5
0歳～14歳	518	△ 18.8	406	△ 21.6
15歳～64歳	2,733	△ 14.0	2,343	△ 14.3
うち 15歳～ 29歳 (a)	540	△ 26.0	469	△ 13.1
65歳以上 (b)	1,921	1.9	1,981	3.1
(a) /総数 若年者比率	10.4	—	9.9	—
(b) /総数 高齢者比率	37.1	—	41.9	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
4,679	4,244	3,832	3,439	3,059	2,707	2,383	2,094	1,834	1,600
4,704	4,297	3,970	3,668	3,387	3,148	2,942	2,776	2,648	2,558
4,730	4,275	3,831	3,399	2,978	2,585	2,221	1,897	1,606	1,347
4,730	4,313	3,919	3,549	3,193	2,860	2,553	2,284	2,044	1,830

3 行財政の状況

過疎化による人口の減少及び高齢化率の上昇に加え、中心となる産業がないこと等により税収等の自主財源が乏しい状況です。特に新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少や各温泉施設の利用者の減少による使用料収入の減少等が見込まれていること等から、自主財源の確保については厳しい状況が続くことが予想されます。

歳入の大部分を占める普通交付税は、令和3年度から合併算定替えが終了したこと、交付税算出に用いる国勢調査人口が平成27年度人口から令和2年度人口に変更されたことより更なる減収が見込まれます。

歳出についても、住民ニーズの多様化や合併に伴う類型施設をそのまま引き継いでいること、及び高齢化率の増加により医療費・介護費・扶助費等の増加に歯止めがかからないこと等の課題への対処が必要になります。

以上のことから、すべての事業について廃止や見直しを徹底し、職員数の定員管理では外部委託による職員数の抑制、施設については従来の検討方法によらない外部の有識者や民間企業の意見等を取り入れた更新・譲渡・廃止の検討等を行い、将来を見据えた財政シミュレーションの策定により、施策的経費への重点投資と財政規律のバランスを図りながら健全な財政運営を行う必要があります。

表1-2 (1) 村財政の状況

筑北村

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	5,329,482	4,996,538	5,147,478
一般財源	3,377,961	3,167,995	3,486,987
国庫支出金	442,003	349,709	326,427
都道府県支出金	344,507	246,768	305,023
地方債	602,027	761,257	642,910
うち 過疎債	70,100	154,700	295,700
その他	562,984	470,809	386,131
歳出総額 B	5,182,389	4,824,973	4,935,295
義務的経費	2,008,416	1,651,270	1,766,603
投資的経費	986,534	738,124	1,118,333
うち普通建設事業	839,714	735,963	1,002,858
その他	2,187,439	2,435,579	2,050,359
過疎対策事業費	518,056	472,757	1,163,623
歳入歳出差引額 C (A-B)	147,093	171,565	212,183
翌年度へ繰り越すべき財源 D	80,362	67,982	73,877
実質収支 C-D	66,731	103,583	138,306
財 政 力 指 数	0.19	0.17	0.16
公 債 費 負 担 比 率	21.0	13.6	19.5
実 質 公 債 費 比 率	16.7	6.7	5.0
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	74.2	72.9	80.8
将 来 負 担 比 率	22.9	—	—
地 方 債 現 在 高	4,940,514	4,192,363	3,651,637

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

旧本城村

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市 町 村 道				
改良率 (%)	26.3	37.2	44.5	48.5
舗装率 (%)	6.5	48.8	64.9	71.8
農 延 長 (m)	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	22.0	38.0	36.6	59.7
林 延 長 (m)	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	14.0	33.0	62.8	34.3
水道普及率 (%)	71.4	85.0	98.5	98.5
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	55.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0	0	0

旧坂北村

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市 町 村 道				
改良率 (%)	14.0	46.1	38.2	41.7
舗装率 (%)	6.9	40.5	45.9	53.3
農 延 長 (m)	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	67.1	81.3	95.5	85.6
林 延 長 (m)	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	10.3	5.3	5.9	12.4
水道普及率 (%)	85.7	96.9	96.9	100.0
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	33.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0	0	0

旧坂井村

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市 町 村 道				
改良率 (%)	12.7	30.7	38.9	45.3
舗装率 (%)	9.8	32.5	55.9	66.4
農 延 長 (m)	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	3.9	41.6	34.9	11.5
林 延 長 (m)	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.9	8.8	13.5	11.6
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	4.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0	0	0

筑北村

区 分	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
市 町 村 道			
改良率 (%)	41.1	42.0	42.0
舗装率 (%)	64.9	65.8	66.0
農 延 長 (m)	44,968	44,890	44,890
耕地1ha当たり農道延長 (m)	68	68	73
林 延 長 (m)	81,396	81,396	81,392
林野1ha当たり林道延長 (m)	9.6	9.6	9.7
水道普及率 (%)	99.4	99.4	99.3
水洗化率 (%)	83.4	86.0	81.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0	0

4 過疎地域持続的発展基本方針

本村の基本構想の将来像である「自然に恵まれた“安心”と“活力”のあふれるむら ～外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして～」に向けて、協働・交流・共生を柱に「明日を拓く元気な村づくり」を進め、持続的発展を図ります。

《基本理念》

① 豊かな自然とあたたかい心がふれあうむら

- 美しい自然を守り、次世代につなげる地域づくりを行います。
- 文化・歴史等を保全・継承し、心のふれあいを大切にし、人が安らぎ癒される地域づくりを行います。
- 子育て・教育環境の充実を図り、恵まれた自然、文化、歴史を土壌として育まれる豊かな感性を伸ばし、住民全体で子どもたちの成長をあたたかく見守る地域づくりを行います。

② にぎわいと活力にあふれる元気なむら

- 医療・福祉環境の充実を進め健康寿命を引き上げ、あらゆる年齢層の人が明るく生涯現役で、学び・働き・楽しみを謳歌できる元気で活力のある村づくりを行います。
- 交流事業等により都市住民とのつながりを構築し、住む人・訪れる人を増やす交流の里づくりを推進し、にぎわいと活力にあふれる元気な地域づくりを行います。
- 恵まれた自然環境との調和を図りつつ、基幹産業である農業の継続と交通の利便性をいかした企業誘致の推進等により、多様な就労機会の創出を図り、人を呼び、定着できる活力ある地域づくりを行います。
- 交通網の整備による生活利便性の向上に努め、商工業の活性化を図り、魅力とにぎわいのある地域づくりを行います。

③ 住民が主役となってみんなで支え活動するむら

- 行政と地域が課題を共有し、住民の経験や技能をいかしながら連携・協働により企画運営できる地域づくりを行います。
- 情報を公開し、住民の意見を取り入れ、効率的な行政体制による地域づくりを行います。
- 長期的な財政計画をたて、村の今後の発展や安心安全な生活環境を構築する事業や人材育成などのソフト事業に重点的に取り組む地域づくりを行います。
- 地域内の連携を図るとともに、周辺市村や広域圏との交流を促進し、住民が自信と誇りを持って生活できる新しい地域づくりを行います。

5 過疎地域持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

令和2年3月に策定した筑北村人口ビジョン・第2期総合戦略に基づき、令和7年度末時点で3,919人を目標とします。

豊かな自然や近隣地方都市へのアクセスの良さなどの潜在力を生かし、のどかさ利便性

を享受できる「ちょうどいい 暮らし」が構築できるよう、持続的発展に必要な施策を実施し、人の定住・定着を図ります。

また、合計特殊出生率は、現状値 1.52（平成 25～29 年度）より上昇すること及び年少人口 350 人（平成 31 年 4 月）を、将来推計では 300 人を下回るところですが、減少の抑制により 330 人にすることを目標とします。

イ 財政力に関する目標

雇用の創出や子育て環境の充実による納税者数の確保や住民にも必要に応じて応分の負担をいただくよう取り組む他、徴収率の向上にも力を入れ、自主財源の確保に努めます。

また、行政と住民とがお互いに「知恵」と「工夫」を出し合って、より効率的に事業が実施できるよう事務事業の見直しを行い、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

税徴収率を 99.2%（令和元年度）から 99.5%以上にすること及び経常収支比率を 80.8%（令和元年度）から 80.0%以下にすることを目標とします。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗時期等検証に合わせ、同戦略会議において進捗状況、効果検証、改善策等を毎年度評価していきます。

7 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

近年、人口の減少に伴い、公共施設の余剰化や遊休化が進展しています。特に合併した市町村では合併前に整備された公共施設の種類や機能の重複も数多く見られ、利用者数は減少している一方、老朽化による修繕等財政負担は増大しており、当村もその例に漏れません。

人口が 5 千人を下回り、規模に見合った公共施設の在り方を検討し、将来にわたって発生する維持経費等の負担を平準化するため、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画（第 1 期：平成 28 年度～令和 7 年度）を策定しました。

計画内では公共施設の総延床面積の 30%削減を目標に掲げており、さらに、令和元年度末には下位計画として筑北村個別施設計画（令和 2 年度～令和 11 年度）を策定する中で、村の所有する建築系公共施設のうち個別の長寿命化計画を持たなかった施設について、管理者視点と利用者視点の評価軸から、「継続保全」「更新検討」「利用検討」「用途廃止」の評価分類とコスト試算を行ないました。

本過疎地域持続的発展計画内においても、第 1 章以降掲載する事業計画は、すべて公共施設等総合管理計画等の運営方針に沿うものとし、財政負担の軽減、地域活性化、地方創生等観点から本村の活気向上と発展に寄与するべく計画するものとします。

第1章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

本村は、松本市、安曇野市、長野市、上田市、千曲市と隣接しているため、周辺市部へアクセスし易い環境にあることから以前より近隣市村で働く人のベッドタウンとなっています。一方で、アクセスし易い反面、若い世代を中心に転出が進み人口は減少の一途をたどっており、高齢化率は全国平均を大きく上回る現状です。このまま人口の減少、高齢化、年齢偏重が進行すると村の将来に深刻な事態が予測されることから、何らかの手立てを講じ、人口の減少に歯止めを掛けなければなりません。しかし、若者の定住の条件整備や就労の場の確保も改善されていない状況です。

移住・定住促進、人口増加対策として「空き家バンク」制度を創設したことにより、村外からの移住者が増え一定の効果を示していますが、優良物件の確保等、制度のさらなる充実が必要となっています。

地域間交流の面では、平成17年の筑北村発足以降3地域の交流を深め一体感を醸成する施策を展開してきましたが、より一層、村に愛着を感じることが出来る体制づくりが必要です。また、令和5年には（仮称）筑北スマートインターチェンジの開業が予定されており、今まで以上に近隣都市との時間的距離が短縮されます。現在も都市住民の田舎滞在観光等の施策を行っていますが、更に村の特徴をいかした地域間交流施策を進めていく必要があります。

近年、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで行政主導で行ってきた村づくりは、住民が主体となり、各種施策を協働で取り組む体制へシフトしていく事が必要となっています。このため、自主的に社会参加活動を促進する人材や組織の育成を図るとともに、住民と行政が情報や課題を共有し、村づくりを進めていく事が求められています。

2 持続的発展に向けての対策

緑豊かな自然環境に住居を構えることは、都会に住む人にとって極めて魅力的で関心も高まっています。SNSやホームページ等の活用及び首都圏で開催される移住相談会等により、U・Iターンを検討している者に住居等の情報や地域の魅力を発信していくとともに、村を知ってもらうための農村体験や移住体験等施策を積極的に実施していきます。加えて、空き家を村が取得または借り上げて改修したり、学校統合等により施設過多状態にある教員住宅を移住者に賃貸や売買する制度を検討し人口増加を図ります。また、空き家を活用し、自然、歴史、文化及び産業と連携した工房や飲食店等の新規ビジネスを検討している者の誘致を積極的に推進します。

若者定住対策として、子育て・教育が充実している村づくりを基本目標に、子ども支援プロジェクトの充実、結婚祝金、出産祝金、Uターン補助などの制度を継続し、任意の予防接種費用の補助、高校・大学進学者への奨学金貸与・通学費補助、村外勤務者への通勤費補助などの検討を進めます。

また、永住を前提とした方の住宅の改修に要する費用等の補助制度を継続し、若者定住促進住宅

や賃貸住宅の建設について、民間活力の導入も視野に検討を進めます。

地域間交流施策では、歴史、文化、レクリエーション、スポーツ及び地域活動など、豊かな資源を生かした交流機会の創出により地域内外の連携・交流を促進します。また、一体感の醸成を図るため、イベント等の共同開催や既存の施設を有効に活用し、住民相互の交流の場を創出します。

周辺都市とは、地場産業の展示や物産の販売など農産物直売での連携・交流を進め、都市住民との相互理解を促進します。

人材の育成に関して、住民の自主的な社会参加活動を促進する人材やグループ・組織の育成に努め、村づくりについて意見交換や活動がしやすい環境づくりに努めます。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(1) 移住・定住			
	移住促進補助事業	移住者の住宅取得・改修等に係る助成	筑北村	
	若者定住住宅整備事業	住宅整備	筑北村	
	定住促進助成事業	住宅の建築等及び住宅用地取得に対する助成	筑北村	
	遊休施設再整備事業	移住体験施設・交流施設整備	筑北村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	Uターン補助金	Uターン者への補助金	筑北村	
	地域活性化事業補助	情報発信・イベント等補助	筑北村	
	老朽空き家解体補助	所有者が行なう特定空き家等の解体に係る事業費の補助	筑北村	
	移住体験ツアー事業	移住体験者の農村体験ツアー等	筑北村	

第2章 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 基盤整備

ア 農業

本村の農家1戸当たりの耕作面積は、38.9aと極めて零細な状況にあります。

近年は、米の生産調整対策、兼業化・高齢化や後継者不足による労働力の低下、有害鳥獣による被害等により経営耕地の遊休・荒廃化が進み、農業生産性及び農業生産意欲も低下しています。一方で荒廃が進む農地でそばの作付けを奨励した結果、遊休荒廃地の有効活用が図られるようになり、そばの食材供給施設として整備されたそば処さかいへ提供することで生産者の活力となった坂井地域の例もあります。また、薬草による健康づくりとしてエゴマを中心として薬草栽培を奨励したところ、第29回信州の味コンクール、創作ふるさと料理の部において「エゴマの葉ふりかけ」が最優秀賞を受賞し、特産品開発に弾みがつきました。生産者の高齢化が更に進むことは避けられませんが、都会からの就農希望者も視野に入れながら、土地の有効活用を図る施策が必要です。

圃場整備の状況は、水田の整備率は90%を超えていますが、畑については小規模に分散し、傾斜が強いことから未整備状態にあり、遊休荒廃地がさらに増加することが懸念されていました。そこで、農地所有適格法人の村内進出を契機に農地耕作条件改善事業にて「くるみ沢」地区、「小仁熊」地区の圃場整備を行い3.7haの農地を再生したところ、韃靼そばの作付け・出荷によりそば茶の生産地として認知されつつある状態となりました。

農業用排水路については、経年劣化による漏水等があり、水稻の作付けだけでなく、転作にも支障をきたしている状況です。

農道については、農業経営者の高齢化に伴い、農作業の省力化を図るために整備は必要不可欠ですが、現況の農道は幅員が狭いうえに未舗装部分も多く、農業機械の大型化も進む中で、安全に作業できる農道の整備が求められています。

イ 林業

本村の総面積に占める森林面積の比率は84%ですが、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷により、林業を生業とすることは困難な状況が続いてきました。しかしながら、コロナ禍で木材と原木の輸入量が大きく減り木材の価格高騰が起きていることや、村内の森林の樹齢が伐採の適期にある物が多い状況から、組織的・集団的な施業の推進等積極的に林業の振興を図る必要があります。

森林は木材生産のみならず、住民が求める国土の保全、水源涵養、保健休養など様々な機能を有しています。森林整備が遅々として進まない状況ですが、健全な森林づくりは、森林の持つ機能を十分発揮させるために必要不可欠です。規模が零細で分散している個人有林の整備は特に遅れが目

立つ状況です。

また、近年マツクイムシ被害が拡大しているため、これらの伐倒駆除等の適正な森林保全を行う必要があります。

本村の林道密度は、9.7m/ha となっています。林業生産活動の活性化と森林資源の高度活用、森林整備を推進するための林道網の整備が必要となっています。

(2) 地場産業

本村の特産品として、こだわりの天然醸造“玉井味噌”の「味噌」、標高1,000mの高原で栽培される「西条はくさい」があり根強い人気があります。

また、はぜかけ米は大変好評で首都圏の寿司チェーン店に出荷されていますが、生産者の高齢化や担い手不足などにより出荷量確保が課題となっています。

女性農業者グループによる村内産大豆を使用した「きなこ」のほか郷土食の「おやき」「やしょうま」「おかき」「味噌」「うどん」などがありますが、原料の確保、競争力強化、後継者の育成など課題が多い状況です。

地域で広く栽培されている小麦、ソバは村内食材供給施設で提供されるほか、村外企業の参入により韃靼そばの栽培が始まり、そばに関連した新たな特産品づくりが期待されています。

継続的な取り組みとしては、健康志向が広まる中、特産品として雑穀や薬草の栽培などの研究・開発を行っています。

(3) 企業誘致

本村の各種工場は、部品加工や鋳造を主体とする下請け事業所がほとんどであり、景気に左右されやすく、安定した受注の確保が厳しい状況です。山間地といった立地条件から企業が育ちにくく、厳しい経営環境に置かれていましたが、現在は村内への（仮称）筑北スマートインターチェンジの整備が進んでおり、令和5年3月には供用開始見込みであります。また、それにアクセスできる国道、県道の改良も進み、企業誘致の条件は整ってきたと考えられます。

しかし、現段階では企業誘致を積極的に行っていくための体制整備ができていない状況であり、早急に構築していく必要があります。

(4) 商業

本村の商店は、ほとんどが家族経営による小規模店で、各店が点在しているため、商店街を形成していません。村外での大型店の進出が目立ち、更には交通網の発達に伴い、松本・長野といった圧倒的な商業地へ消費人口が流出しており、地域小売商業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。

また、労働力の高齢化や後継者問題等も懸案事項となっています。

(5) 観光・レクリエーション

村には温泉施設が3施設ありますが、いずれも慢性的な赤字経営で、従来どおり村が経営をしていくことが困難になっており、サービスの維持向上を図る中いかに健全運営をするかが大きな課題となっています。

観光スポットとしては、乱橋宿（立峠石畳）、青柳城址公園、青柳宿（切通し・石組水路）、差切峡、修那羅の石神仏群などが点在していますが、いずれも集客につなげられていない状況です。

多くの施設・観光地は日帰り客の利用が多く、広域連携も視野に入れた滞在型の観光地への転換及びレクリエーションメニューの創出を図るとともに、都市住民のニーズに合った田舎体験プログラムや都市との交流事業を促進するための（仮称）筑北村観光協会の設立が急務となっています。

2 持続的発展に向けての対策

(1) 基盤整備

ア 農業

農業を基軸とした地域産業の振興を図ります。地域農業の支援・振興策としては、多様な担い手支援による遊休荒廃地の解消を目指します。農業法人・協働組織さらにはヘルパー組合・シルバー人材センターなどの活動に対し支援します。農地の遊休荒廃地化を防ぐため農地中間管理事業を活用し営農意欲のある担い手への農地の集約を図ります。的確な営農支援による農業者の収入増大を図るため、JAと連携した地域農業再生協議会機能の充実、地域資源を活用した循環型農業を推進します。一方、地域資源を活かした産業の創出のため、付加価値をつける商品開発として、連携による加工食品の開発・販売、推進、地域に根ざした生活を高める農業の展開として、直売所を基軸とした健康を守る地産地消を推進します。

高付加価値の特産品の開発促進のためにも、農産物の加工技術の開発と、加工・販売施設の整備を促進し、取り組むグループへの支援を進めながら、競争力の強化、後継者の育成を図ります。

有機農業など環境にやさしい農業を育成し、地域のイメージアップを図り、農産物の地元消費を促進するとともに、SNS等を活用したPRや村内直売所との連携などにより、消費拡大や販路拡大にも努めます。さらに、農業で発生するバイオマスを有効活用し、資源循環型社会の構築を目指します。

村内3地区で農業者が地域の現状・課題について話し合い地域における農業の将来の在り方を明確化した「人・農地プラン」の実質化についても調査・研究を進めます。

農道については、農業経営の省力化、農作業安全の観点から計画的に整備を進めます。

イ 林業

森林の早急な整備が求められている状況下で、木材需要の低迷が続いてきましたが、コロナ禍で輸入材の減少により木材の価格高騰が起きています。これを林業振興の契機としてとらえ、施業の推進等施策を実施します。国土保全や水源涵養といった機能を守るとともに、豊かな自然環境の中で気軽にスポーツや余暇を楽しみ、安らぎの実感できる森林の持つ公益的機能など、多様な要請に

応える森林整備を進めます。

マツクイムシ被害対策としては、守るべき松林と樹種転換等するエリアを分け、伐倒燻蒸のほか樹種転換等を進めます。また、発生する間伐材等を木質バイオマス資源として効率的に活用し、エネルギーや素材の供給という新たな役割を創出することで、資源循環型社会への移行を積極的に推進します。また、森林経営計画を策定することで間伐材を財貨が低い「一般木材」から少しでも高価な「未利用材」にして有効活用を図ります。

労働力の高齢化が進み、個人有林の個別森林整備には限界があるため、森林組合等への委託事業を中心とした計画的・組織的・集団的な森林整備が必要であり、ボランティアやNPOによる活動を支援します。

効率的な林業経営の展開、森林の適正な維持管理とともに、森林空間の総合的な利用の促進、生活環境の整備等にとって重要な施設としての林道整備を環境に配慮しながら行います。

令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

（２）地場産業

加工品、特産物の開発・有効利用を図るには非常に厳しい状況ですが、地場産業を総合的に振興するためには特産品のあり方や開発を行うために、地域資源の洗い出しを行い、特産品開発の専門家の意見を聞きながら開発を進め、特産品のバリエーションを増やし、付加価値を高めながら、事業者への技術的指導、向上対策を進めます。

ふるさと志向、産地直送、宅配等、多様化している消費者ニーズに対応するため、官民一体となって都市交流・特産品開発・直販について調査・研究し、付加価値の高い農産物の開発支援、イベント開催やふるさと筑北応援寄付金（ふるさと納税）とのタイアップ等により地場産品をPRするなど、新たな需要と販路の開拓に努めます。

（３）企業誘致

本村の事業所は、ほとんどが小規模事業者です。このため、就労の場の確保等が難しく、雇用人口の多い村外へ流出していることも過疎化の一因であると考えられるため、地場産業後継者の育成や新商品の開発を支援し、地域産業の活性化を図る必要があります。

企業誘致は、地域における雇用の場の創出に直接的な効果を有するものであることから、既存企業の経営安定、労働力の調整、支援を充実させるとともに、(仮称)筑北スマートインターチェンジの供用開始を見据え、隣接地への企業誘致を積極的に図ります。また、先端技術産業、新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業・ベンチャー企業の育成支援を図り、産・学・官及び異業種間の連携、交流を促進します。

(4) 商業

小売業、サービス業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況です。時代に沿った商業意識の向上と、更なる経営努力を行い、消費者ニーズに適した経営を行うとともに商工会の充実強化と経営改善指導の強化、商工会員の基盤強化を図るため制度資金の有効活用による魅力ある商店経営の支援を行います。併せて、筑北村地域振興券事業を適時実施することにより、地元消費を促進し、地域商工業者の経営支援を行います。

また、買い物弱者対策として行っている、買い物支援事業移動販売車の運行支援を継続的に行うとともに、農業・観光との連携強化を図るため、野菜直売所、特産物の販売、特産品開発等の調査研究を引き続き行います。

(5) 観光・レクリエーション

(仮称)筑北村観光協会の設立を目指し事業展開を図ります。それを基軸として、都市住民との交流拡大のため、既存のスポーツ施設、観光施設、温泉施設を活用した誘客を促進します。併せて、農村体験旅行受入れを継続的にを行い、知名度アップのほか将来の誘客に結び付けるとともに、広域連携を視野に入れた滞在・交流型観光客の誘客を促進します。

観光地として、修那羅の石神仏群、青柳の切通し・石組水路、立峠石畳などの史跡を観光客が訪問しやすくなるよう、具体的な観光コースづくりに取り組むとともに、レクリエーション施設、案内看板等の改修や整備を実施し、観光窓口の整備を実施します。また、村温泉施設については、3施設の集約化といったことも踏まえ施設整備を行い、サービス向上と住民福利厚生の実現を図っていきます。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
2 産業 の振興	(1)基盤整備			
	ア 農業			
	土地改良事業	水路、頭首工等改修	筑北村	
	農地耕作条件改善事業	圃場整備	筑北村	
	イ 林業			
	松くい虫対策事業	伐採、薬剤散布	筑北村	
	林道改良事業	舗装、法面改良等	筑北村	
	(3)経営近代化施設			
	ア 農業			
	農業機械整備事業	農業機械の整備	筑北村	
	JAライスセンター改修事業	施設、機器等改修	筑北村	
	イ 林業			
	林業機械整備事業	林業機械の整備	筑北村	

(4)地場産業の振興			
ア 生産施設			
体験農園整備事業	改修、倉庫及び駐車場整備	筑北村	
イ 加工施設			
加工施設整備事業	改修、備品購入等	筑北村	
ウ 流通販売施設			
村内流通販売施設改修事業	改修、備品購入等	筑北村	
(5)企業誘致			
企業誘致支援事業	支援窓口開設、進出企業への支援等	筑北村	
(9)観光又はレクリエーション			
青柳宿周辺整備事業	石組水路改修、カーブミラー交換	筑北村	
修那羅石神仏群周辺整備事業	支障木伐採、案内看板設置、トイレ改築	筑北村	
観光案内板整備事業	案内板交換・新設	筑北村	
木質バイオマスボイラ事業	薪ボイラ導入検証、薪ボイラ運転委託、ボイラ修繕等	筑北村	
温泉施設環境整備事業	施設改修	筑北村	
観光地公衆トイレ改修事業	施設改修	筑北村	
(10)過疎地域持続的発展特別事業			
特産品開発普及事業	特産品の開発、普及	筑北村	
森林造成事業補助金	森林整備事業査定経費補助	筑北村	
鳥獣被害防止総合対策事業	防止柵資材の支給	筑北村	
有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣捕獲対策交付金	筑北村	
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進交付金事業	緊急捕獲交付金	筑北村	
薬草による村おこし事業	薬草栽培促進、生産等の研究・試験栽培	筑北村	
青年就農給付金（経営開始型）	就農給付金	筑北村	
中山間地域直接支払	協定締結集落に交付金	筑北村	
多面的機能支払交付金	協定締結集落に交付金	筑北村	
林道維持管理事業	林道の維持管理	筑北村	
土地改良施設維持管理事業	水路及び頭首工等の維持補修、修繕	筑北村	
林道台帳整備事業	台帳のデータ化	筑北村	
農道台帳整備事業	台帳整備	筑北村	
林道橋梁点検	橋梁点検	筑北村	
商工振興事業	商工業指導事業	筑北村	

史跡を活用した観光振興事業	史跡の整備と観光案内人の育成	筑北村	
スポーツ大会・合宿誘致事業	スポーツ大会や合宿の誘致	筑北村	
登山道、遊歩道等環境維持整備事業	登山道、遊歩道等の維持・補修、案内板設置	筑北村	
道路標識案内板整備事業	設置、更新、修繕等	筑北村	
観光パンフレット整備	パンフレット作成、デジタル化等	筑北村	
農村体験旅行受入事業	運営支援	筑北村	
ホームページ更新事業	観光サイト情報の随時更新	筑北村	
観光誘客事業	デジタルスタンプラリー等の開催に係る事業、観光PR動画等の作成・配信等	筑北村	
(仮称)筑北村観光協会設立・運営事業	設立準備支援 運営補助・事業委託	筑北村	
温泉施設維持補修事業	維持、補修	筑北村	
観光施設公衆トイレ維持補修事業	維持、補修	筑北村	
公共施設等除却事業	産業の振興に係る公共施設等の除却	筑北村	

4 産業促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
筑北村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行なう事業の内容

(1)の業種に掲載した事業を行なう法人が、設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下「取得等」という。)を行なう際、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免措置(租税特別措置)を適用することにより、村内への企業誘致や産業の振興・促進を図り、また、周辺市町村との連携にも努めながら、地域内及び周辺地域の産業の活性化と活気の醸成を目指します。

第3章 地域における情報化

1 現況と問題点

高度情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化や、パソコン・スマートフォン・タブレット端末等の普及により、情報通信技術（ICT）は大きく進展し、社会経済活動や日常生活において必要不可欠な手段となり、個人や企業が場所や時間を問わず様々な状況で情報を得ることが可能となっています。

今後、さらなる住民サービスの向上や行政運営の高度化・効率化に向けて、国が進めている地方自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に沿って、業務システム標準化やオンライン申請の導入を進め、既存の行政サービスや働き方を根本的に改革していく必要があります。

一方で、行政のデジタル化が本格化するにあたり、少子高齢化の進む本村においては、高齢者等のデジタル対応支援を強化して、デジタルデバイド（情報格差）を解消する取り組みが求められています。高齢者がデジタル活用の恩恵を受け、いきいきとより豊かな生活を送ることができるよう ICT 機器・サービスの利用について、身近な場所で相談や学習を行えるような仕組みづくりが必要とされています。

防災体制における情報化については、これまで防災行政無線の整備や各家庭への防災ラジオの配備により着実に情報伝達手段を整えてきましたが、屋外拡声子局からの情報が届きにくい地区があることから更なる施設の拡充が求められています。

災害時には多くの情報伝達が必要であり、その手段の確保が重要とされています。特に近年の災害は局地化・激甚化の傾向にあり、どのような状況の中でも情報を伝達することができる、多様なシステムを整備しておく必要があります。

2 持続的発展に向けての対策

デジタル技術の利活用により、多くの住民が幅広い分野で「いつでも」「どこからでも」利便性の高いサービスを享受できるように、行政手続きのオンライン化や使用料等のキャッシュレス決済などデジタル化の推進と拡充を図ります。高齢者や子育て世代にやさしいデジタル窓口の導入促進を図ります。

情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進していくため、必要となる情報通信システムの設備の更新を行います。また、地形的要因による携帯電話の不感地域の解消に向けた取り組みを行うとともに、公共施設の Wi-Fi 環境の充実、スマートフォンやタブレット端末向けの情報発信に取組みます。

より多くの人々が情報通信技術を活用できるよう、ICT 技術活用の研修会や体験会等を実施します。あらゆる分野で ICT 活用の可能性を調査・研究し、地域課題の解決や地域の活性化を図るとともに高度情報化社会に対応できる人材を育成します。

全国で多発している自然災害の教訓を基に、非常時における住民の避難を最優先とした対策活動を円滑・確実なものとするためにも、行政全般における有効で適切な情報の伝達収集体制の整備を行います。併せて、行政サービスの更なる向上を目指し、情報発信基盤の整備を図ります。

災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、デジタル防災行政無線の整備を進め、既存の情報伝達手段と連携した防災情報システムを構築・運用します。また、民間のケーブルテレビ局やコミュニティFM局との連携体制を強化します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
3 地域 における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための 施設			
	ア 防災行政用無線施設			
	防災情報伝達施設等整備事業	防災行政無線屋外拡声 子局（屋外スピーカ ー）の増設及び機能強 化等	筑北村	
	イ ブロードバンド施設			
	公衆無線LAN設置事業	無線LANの設置	筑北村	
	ウ その他の情報化のための施設			
	情報通信設備整備事業	情報通信関係設備の整 備	筑北村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体DXの取組に関する事業	ICTを活用した行政 サービスの提供、デジ タル環境の整備	筑北村	
自主放送番組制作事業	自主放送番組制作、放 映	筑北村		

第4章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路

ア 国・県道等

本村を通過する長野自動車道には、緊急車両のみ乗り入れ可能な進入路が設置されていますが、(仮称)筑北スマートインターチェンジが連結許可になり、設置整備を進めています。

国道403号は生活道路としても幹線形態をなし、村の南側には国道143号が通っていますが、いずれも山間部を通り幅員の狭い箇所が多く、安全を確保するために早期の改良が必要です。

主要地方道大町麻績インター千曲線、丸子信州新線と一般県道会田西条(停)線、河鹿沢西条(停)線、坂北(停)線、聖高原千曲線、聖高原杉崎線、真田新田線は、いずれも住民の生活道路ですが、山間地や住居が連続する箇所は幅員が狭く、急勾配かつカーブが続くなど改良を必要とする箇所が多くあります。

イ 村道

道路網の整備は、地域の活性化を図る意味でも最も重要な要件です。拡幅改良後の経年劣化や磨耗等により舗装の維持補修等の整備が今後も必要であり、道路網の整備は産業の育成や住民の生活に大きな影響を与えるため、計画的な整備が必要です。

ウ 農道

「第2章 産業の振興 1 現況と問題点 (1) 基盤整備 ア 農業」に記載

エ 林道

「第2章 産業の振興 1 現況と問題点 (1) 基盤整備 イ 林業」に記載

(2) 公共交通の確保

JR篠ノ井線は松本方面と長野方面を結ぶ大動脈です。本城地域の西条駅、坂北地域の坂北駅、坂井地域の冠着駅はそれぞれ、住民の通勤・通学・通院・買い物・余暇利用等の足として重要な位置を占め、更なる利用促進を図るため多目的に利用できる駅舎としての改築や駅周辺の整備が望まれています。また、篠ノ井線の複線化など、利便性の点でJR東日本への要請も必要です。

バスについては、定時定路線及び時間帯デマンド型の村営バスを運行し、保育園児や小学生のほか運転免許証の返還で交通手段を持たない高齢者等、交通弱者の足の確保を図っていますが、利用者の少ない状況が続いており、財政負担も大きい状況です。

長野自動車道を走る高速バスは、通勤、通学等を中心に活用されています。

(3) 地域間交流

合併してから少しずつ3地域の交流が図られていますが、交流の機会が少ないことやなじみが薄い地域が多い現状です。地域の実情を的確に把握しながら、交流を深め、筑北村としての一体感や愛着を感じることができる体制づくりが必要です。

高速交通網の整備により、近隣都市との時間的距離が大幅に短縮され、都市住民の田舎滞在観光等の施策を行っていますが、更に村の特徴をいかした地域間交流を進めていく必要があります。

2 持続的発展に向けての対策

(1) 道路

ア 国・県道等

長野自動車道が通過している本村では、利便性の向上、緊急時の避難路、物流の効率化、都市との交流等多様な効果が期待できるため、日本高速道路株式会社と共に(仮称)筑北スマートインターチェンジの早期供用開始を目指します。

国道143号は青木峠バイパスの事業化が認められたため、事業が着実に早期着手出来るよう建設事務所と地元調整等に協力していきます。

併せて、(仮称)筑北スマートインターチェンジ、国道143号青木峠バイパスが完成すると村内の交通形態の変化も予測され、当該間を結ぶ県道河鹿沢西条(停)線の未改良区間が支障となることから国・県等関係機関へ、道路改良の要望等を強力に実施します。

また、国道403号は生活都市圏とを結ぶ最短路線であり、地域の生命線とも言える重要路線で、道路改良により一層の交流促進や地域の活性化を図るため、関係市村と連携のうえ、国・県等関係機関への要望等を一層強力に実施します。

生活に密着した幹線道路のうち、安全性の観点から歩道整備、バリアフリー化、通学路の整備、除雪融雪対策等の必要な箇所についても改善要望を実施します。

イ 村道

村道は、国県道と各集落とを結ぶ日常生活に密着した生活道路であり、歩行者と車両等の通行の安全確保のため幅員改良、維持補修等を積極的に進める必要があります。

村道の除草、側溝清掃等については、地域住民の皆様とともに維持管理ができるよう、活動に対する支援措置を継続します。

ウ 農道

「第2章 産業の振興 2 持続的発展に向けての対策 (1) 基盤整備 ア 農業」に記載

エ 林道

「第2章 産業の振興 2 持続的発展に向けての対策 (1) 基盤整備 イ 林業」に記載

(2) 公共交通の確保

中核都市との交流も視野に入れ、通学・通勤時間の短縮など利便性の高い公共交通の確保が必要です。JR篠ノ井線の複線化を早期に実現させるため、沿線市村とともに関係機関に強く要望し、その実現を図ります。同時に、駅へのアクセス改善を図ります。

今後、交通弱者も含めて利用者の利便性が高まるような仕組みの構築や路線の拡充などに向けて検討を進めます。

(3) 地域間交流

歴史、文化、レクリエーション、スポーツ及び地域活動など、豊かな資源を生かした交流機会の創出により地域内外の連携・交流を促進します。また、一体感の醸成を図るため、イベント等の共同開催や既存の交流促進センターを有効に利用し、住民相互の場を創出します。

周辺都市とは、地場産業の展示や物産の販売など農産物直売での連携・交流を進め、都市住民との相互理解を促進します。

情報発信として、ホームページやマスコミを有効に活用し、本村のPRを含め積極的にイベント情報等を提供し、村の特色をいかした事業の推進を図ります。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
4 交通 施設の整 備、交通 手段の確 保	(1)市町村道			
	ア 道路			
	滝上北線	村道改良	筑北村	
	中の峠切田線支線2号線	村道改良	筑北村	
	界無線	村道改良	筑北村	
	向原住宅団地17号線	村道改良	筑北村	
	楡窪下線	村道改良	筑北村	
	イ 橋りょう			
	笹打線1号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	高辺橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	桂2号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	みどり町北沢1号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	日影1号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	日影2号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	入山2号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	中里3号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	六工橋	橋梁長寿命化	筑北村	
	大平橋	橋梁長寿命化	筑北村	

横走線 1 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
横走線 2 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
矢の口線 1 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
宇洞坂橋	橋梁長寿命化	筑北村	
須田橋	橋梁長寿命化	筑北村	
中里川山 3 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
赤松 2 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
南沢橋	橋梁長寿命化	筑北村	
菖蒲沢 1 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
深持橋 鬼熊徳橋	橋梁長寿命化	筑北村	
日向橋	橋梁長寿命化	筑北村	
大側橋	橋梁長寿命化	筑北村	
新六工橋	橋梁長寿命化	筑北村	
川山 5 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
川山 7 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
川山 8 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
川山 9 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
川山10号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
立川 3 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
立川 2 号橋	橋梁長寿命化	筑北村	
中島橋	橋梁長寿命化	筑北村	
中町西橋	橋梁長寿命化	筑北村	
(8) 道路整備機械等			
除雪機械整備事業	除雪機の整備	筑北村	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通（バス）運行事業	村営バスの運営	筑北村	
道路維持補修事業	道路の維持補修	筑北村	
道路構造物等点検・補修事業	橋りょう・トンネル・ 大型カルバート点検・ 補修	筑北村	
橋梁長寿命化計画策定事業	橋梁修繕計画の策定	筑北村	
道路愛護事業	道路愛護活動実施に対 する補助	筑北村	

第5章 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 簡易水道

簡易水道は、各地域とも老朽化に伴い施設修繕や敷設替えが必要な時期となっており、安定した水供給を図るため計画的に改修を進める必要があります。有収水量は、毎年100人前後の人口減少や企業撤退等により減少しています。経営状況を的確に把握し、適正な料金への見直しを行う必要があります。

(2) 下水・し尿処理施設

自然環境への配慮と快適な住環境を守るため、生活雑排水の適正処理を集落排水事業と合併処理浄化槽設置事業により推進しています。しかし、人口減少や高齢化等により、宅内つなぎ込みが思うように進まない状況です。また、各処理施設の老朽化に伴い維持管理費用、修繕・改修費用が増え、計画的な改修と適正な料金への見直しを行う必要があります。

(3) 廃棄物処理

廃棄物処理は大量生産・消費により、大量廃棄を生み出す社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本村においてもごみの減量化と負担の公平性のためごみ処理費用の有料化や分別収集の推進など、ごみの減量化、資源化に取り組んでいます。本村の可燃ごみを委託している穂高広域施設組合では、新たに焼却施設が完成し稼働していますが、可燃ごみの減量化のため一層の分別収集が求められています。廃棄物の排出、削減、リサイクル、中間処理などについては、その方法が適正に行われなければ、生活環境や自然環境の汚染の原因となります。今後は、生産・流通・消費の各段階において廃棄物を削減し可能なかぎり再利用再資源化することを基本方針として廃棄物対策を進める必要があります。

また、本村のような山間地は不法投棄されやすいため、定期的な巡回監視や不法投棄されたごみ処理を引き続き行っていかなければなりません。

(4) 消防・防災体制

常備消防の松本広域消防局と消防団との連携により、体制の充実が図られています。村としても消防車両の計画的な更新及び防災用資機材の整備などを行い、消防・防災体制の充実を推進しています。

地域消防・防災の核となる消防団員は若者の減少と消防団離れが進んでおり、また、団員の多く

が村外就労等により、特に日中の体制は万全とはいえない状況です。加えて、山間地に多くの集落が散在しているという地理的条件が有事の際の消防活動に支障をきたしているため、消防団の機動力の向上と水利の確保を図る必要があります。

大規模地震や豪雨等の自然災害の発生リスクを踏まえ、村、住民及び関係機関等が協力し合い、防災・減災対策に取り組む必要があります。

引き続き、村民の生命、身体及び財産を守り被害を最小限にするために、ハード対策とソフト対策を効果的に進めますが、特に災害発生時における「自助」と「共助」による活動が必要不可欠であるため、「自助」、「共助」、「公助」の役割をバランス良く果たすことが必要です。

(5) 住宅

現在、103 戸の公営（村営）住宅を管理していますが、坂北地域宇洞坂団地及び坂井地域山秋団地については、老朽化が進んでおり建替えの時期にあります。

空き家等については、人口の減少や既存住宅等の老朽化に伴い、居住等に使用されていないものが年々増加しています。これらの中には、適正な管理が行われず安全性の低下、公衆衛生の低下、景観の阻害等の問題を発生させ、住民の生活環境に影響を及ぼすものがあり、今後、空き家の増加とともに問題が深刻化することが懸念されます。空き家等対策特別措置法の施行に伴い、空き家のもたらす問題に総合的に対応するための施策の充実が必要となります。

(6) 交通安全・防犯

村内外の道路改良等の進展、むらづくりによる交流施設等の整備により、村外から多くの人を訪れるようになりました。本村では高齢化が進み、高齢者のみの世帯も多くなっており高齢者の運転者も多くみられます。今後、交通量増加による交通事故の多発や、高齢者の運転による交通事故の多発が心配されます。また、高速道路等を使った広域的な犯罪や高齢者世帯を狙った特殊詐欺も多くなっています。

このような状況を踏まえ、安全で明るい地域づくりの推進に向けて、住民や地域コミュニティと協働しながら安全を確保していく必要があります。

2 持続的発展に向けての対策

(1) 簡易水道

給水人口の減少により、有収水量の伸びが期待できないとみられ、自立に向けて適正な料金への見直しによる収入の確保、運営コストの削減を図る必要があります。また、地方公営企業法の適用により経営の健全化を目指し、施設の修繕計画や更新計画等を踏まえた経営計画を検討します。

(2) 下水・し尿処理施設

処理区域内人口の減少に伴い処理量が減少することにより、料金収入減が見込まれるため、自立に向けて適正な使用料への見直しを行うとともに、現在稼働中の施設の統合も視野に入れて検討し、

維持管理費の削減を図ります。

(3) 廃棄物処理

長野県の廃棄物処理計画では、循環型社会を形成するために、住民、事業者、行政それぞれが役割分担を理解し、ごみの減量化とリサイクルを推進することが求められています。

ごみ問題に対する住民意識高揚を図り、住民と連携して容器包装等廃棄物の資源化や生ごみ処理機を用いた自家処理等を推進することにより、各家庭から排出される可燃ごみの総量を抑制し、最終処分場の延命化及び焼却処分経費の削減を図ります。

また、不法投棄については、山林等へのパトロールの監視強化を図るとともに、継続的な意識啓発と美化活動を行います。

(4) 消防・防災体制

災害に強い村づくりを進めるため、複雑化・多様化する災害に対し、的確な対応が図れるよう防災拠点・避難所等の耐震化や機能強化、車両、救助資機材や備蓄品の整備を進めます。

また、消防団員の確保及び処遇改善に努め、常備消防との連携を強化し消防活動を行います。

自然災害の未然防止のため、危険箇所の把握とパトロールを強化するとともに国・県と協力・連携し、危険箇所の解消を図ります。

自主防災組織等による防災訓練や講習会の開催により、住民の防災意識の高揚に努め、緊急時や災害時に「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割をバランスよく対応ができるよう取り組みます。

(5) 住宅

公営住宅法に基づく公営住宅の村営住宅への移管替えを計画的に実施します。坂北地域宇洞坂団地及び坂井地域山秋団地の老朽化に伴う建替工事を実施するとともに、建設より年数が経過している住宅の計画的な改修工事を実施し、安心安全な住宅を提供します。

空き家等対策としては、空き家等の所有者に適切な管理を促すため、空き家に係る相談体制を整備し、老朽化による危険性が高まる前に「空き家バンク」をはじめとする利活用の方法の提案や民間管理会社の斡旋等を行います。

また、既に老朽化し危険性が高まっている空き家等については、法律に基づき所有者に対して適正な助言・指導、勧告等を行います。

(6) 交通安全・防犯

交通安全協会や防犯協会、各種団体等との連絡を密にし、啓発活動を強化することにより住民の交通安全・防犯意識の高揚を図り、安心して暮らすことができる地域社会構築を目指します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考	
5 生活 環境の整備	(1)水道施設				
	ア 簡易水道				
	坂井地域生活基盤近代化事業	老朽化水道施設の基幹改良	筑北村		
	坂北地域生活基盤近代化事業	老朽化水道施設の基幹改良	筑北村		
	本城地域生活基盤近代化事業	老朽化水道施設の基幹改良	筑北村		
	栃平水源整備事業	水源（井戸）の新設整備	筑北村		
	新工業団地配水管布設事業	配水管の新設整備	筑北村		
	上手山・大門配水池送水管布設事業	配水管の新設整備	筑北村		
	(2)下水処理施設				
	ア その他				
	特定地域生活排水処理施設整備事業	合併浄化槽の設置	筑北村		
	(3)廃棄物処理施設				
	ア ごみ処理施設				
	穂高広域施設組合負担金	ごみ処理等に関する負担金	筑北村		
	(5)消防施設				
	消防車両等整備事業	ポンプ車、積載車等の整備	筑北村		
	防火水槽設置事業	耐震性貯水槽の整備	筑北村		
	消防資機材等整備事業	消防活動資機材等の整備	筑北村		
	(6)公営住宅				
	老朽村営住宅建替事業	宇道坂団地、山秋団地	筑北村		
	(7)過疎地域持続的発展特別事業				
	公共施設等除却事業	生活環境の整備に係る公共施設等の除却	筑北村		
法適化事業	簡易水道、下水道施設法適化	筑北村			
環境にやさしい防犯灯更新事業	省エネタイプに更新	筑北村			
ごみ収集ステーション設置事業	ごみ収集所設置補助	筑北村			
避難所耐震化等事業	指定避難所の耐震補強	筑北村			

		及び機能強化		
	ハザードマップ整備事業	洪水、ため池ハザードマップの作成	筑北村	
	交通安全施設更新事業	カーブミラー等の新設及び更新	筑北村	

第6章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 成人保健

不規則な生活、偏った食生活、運動不足、喫煙などの生活習慣により、糖尿病等の生活習慣病やがんが多くなっています。特に糖尿病については治療率が高く、村全体での食習慣の見直しが必要な状況です。糖尿病がある者は心臓病や脳梗塞になる可能性がそうでない者より数倍高く、合併症も引き起こすため医療費の増大に繋がっています。

生活習慣病は各個人によるところが大きく、食をはじめとして自らの生活を改善することにより、予防が可能であるという意識を高めていくことが重要です。

誰もが生涯にわたって、健康で豊かな人生を送ることができるよう、健康を阻害する生活習慣病予防に重点を置き、特定健診、各種がん検診等の充実を図り、発症前に危険因子を見つけて予防するとともに、重症化予防等に力を入れる必要があります。

(2) 母子保健

子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。きょうだい数が少なく地域にも子どもが少ない状況から、わが子との出会いが子どもとの初めての向き合いになることが大多数の現状です。子どもの体・心理・健康に関して不安を持つ保護者も多く、またその一方では情報が溢れ、翻弄される親も少なくありません。

妊娠中は母体に負担がかかり生活習慣病の予備群が見つかりやすい時期でもあります。家族を含め健康を守る視点が生涯にわたっての健康を守り、育てることに繋がります。妊娠中からの体の学習を深め、すこやかな子どもを育てていくという視点の下、子どもの身体を知り発育・発達の見通しが立てられる子育てを支援し、予防という視点を大切に予防接種やメンタルヘルスへの働きかけも充実させていく必要があります。

(3) 高齢者保健福祉

平均寿命の伸び、若者の転出や少子化などから、令和3年4月現在で高齢化率は45.7%に達し、全国平均と比べて高い数値となっています。また、令和7年にはいわゆる団塊世代が75歳に達し、後期高齢者数が確実に増加していく一方で、世代間のバランスの急速な変化があらゆる場面に大きな影響を与えることが予測されます。

世代間の人口バランスの急速な変化は、介護をはじめとする高齢者福祉サービスのニーズの増加以外に、高齢者を支える人口の減少という新たな問題を発生させます。このため、少ない人数で効率よく高齢者を支えていけるようなサービスの見直しや支援のしくみづくりが必要です。

また、核家族化などにより独り暮らしや高齢者のみ世帯が増えたことにより、家庭や地域の介護

力が低下するとともに介護保険に対するニーズが増加しています。高齢者が自分らしく地域で暮らすためには、家事、家や資産の管理、ごみ出し、付き合いなど、これら全てを含んだ生活を組み立てるシステム作り（地域包括ケアシステムの構築）が必要となり、介護保険だけではカバーできない部分を、地域包括ケアシステムを構築することにより、地域住民が支え合いながら、地域で暮らしていけるようにする必要があります。

介護は、精神的・肉体的・経済的負担が大きく、介護を必要としない元気な高齢者を増やしていくことが理想です。健康で安心した生活が送れる元気な村の実現に向け、介護予防事業等高齢者福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

（４）障がい者福祉

近年、身体障害者手帳の交付件数は横ばいとなっていますが、高齢化に伴い亡くなる方も多く、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移し、療育手帳所持者数も横ばいとなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。中でも精神に起因する障がい及び幼少期の発達過程において何らかの障がいを有する子どもの増加が目立ちます。これに伴い年々相談支援件数・障害福祉サービス利用者数も増加傾向にあり、支援体制の充実・強化が望まれています。

平成 22 年度の障害者自立支援センターの設置や特定非営利活動法人の参画により、障がいを有する方々の日中活動の場、就労の場、相談支援等地域生活を支援する体制は官民協働により確保されたものの、グループホームなどの「居住の場」については十分な対応がなされていないのが現状であり、高齢者保健福祉分野とも調整を図りながら、関係市村、機関と連携し、住民の期待に応えていく施策が必要です。

（５）ひとり親家庭に対する福祉

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手の２つの役割を一人で担わなければならないため、社会的・経済的・精神的に不安定になりがちであり、児童扶養手当等制度や生活支援施策などはあるものの十分な対応がなされているとは言えない状況ですが、医療面においては福祉医療制度により経済的負担の軽減が図られています。

（６）児童福祉

景気の回復傾向が地方まで及ばない中で労働環境は非常に厳しく、就労と子育ての両立は困難を伴っています。このため、働きながら安心して子育てができる一層の支援が求められています。近年、支援を行う環境・人的配置の整備は整いつつありますが、目標に掲げている「子育ては筑北村！」を実現するためには、人的配置と組織的連携の構築が不可欠となっています。

また、出生率は増減を繰り返す状況で、依然として少子化は改善されない状態です。地域で子どもを見かけることが少なくなり、このため、子ども同士の関わり合いが希薄になっています。お互いを知ることで得られる知識や社会的ルールが非常に狭い範囲の中でしか習得できず、将来を担う子どもたちが健全に育成される環境が十分ではない状況です。

2 持続的発展に向けての対策

(1) 成人保健

糖尿病等生活習慣病の予防として、糖尿病予防対策を重点課題として取り組みます。そのため、特定健診・特定保健指導の充実を図るとともに、未受診者対策に力を入れ受診率の向上を図ります。

地区組織活動では、一人ひとりが健康意識を高め、健康は自分でつくり、自分で守るという発想のもと、生活習慣病等の予防についての学習を行い、食事や運動等の生活習慣を改善できるよう取り組みます。特に食事については、今おかれている食環境を見ながら、家族が同じ意識の下で、健康づくりのための食について実践できるよう支援します。また、運動の大切さを認識し、村内各施設を活用して、健康のために自分にあった運動ができるよう地域ぐるみの活動を展開します。

(2) 母子保健

子どもをすこやかでたくましく育て上げることを柱に据え、親自身が乳幼児健診等の結果に基づき、乳幼児の発達を理解し、適切な生活や食を選択できるよう支援します。成長を続ける子どもにとって必要な食品やその量について妊娠期から考えられる機会を持ち、将来を見据えた健康づくりのための食の教育を推進します。

また、子ども自身が自分の心身を大切にし、興味本位に流されず、自分の身を守る力をつけられるよう、保護者を中心に地域が子どもの健康を守り支える環境を整えます。

(3) 高齢者保健福祉

介護を必要としない高齢者を増やすためには、まず自分自身の元気度を知り、その上で自分が地域や家庭の中でどのような役割を担っているかを自覚することが大切です。住み慣れた地域・自宅で元気に日々を過ごすためには、現在の健康状態を維持していくことが優先目標となることから、趣味・スポーツ活動、若い世代との交流、介護予防教室、社会奉仕活動など自立と誇りを保持するための生きがい活動の積極的な推進を図ります。

しかし、加齢による心身機能の低下は必然であるため、自分の身体をケアしながら、上手に付き合っていくという視点も必要です。医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム体制）を充実させるために、総合相談の実施や地域ケア会議（個別会議）を開催し、地域の課題解決に取り組みます。

独り暮らしや高齢者のみの世帯では、心身機能・体力の低下や生活適応能力の低下が生活不活発の要因となるため、高齢者が安心して生活が送れるよう、村健康運動指導士を中心として、高齢者宅を訪問するなどして、高齢者が自宅で現在の生活が維持できるような機能訓練等を行います。また、生活支援体制整備事業協議体と共同し、保健事業との一体的実施を進め、高齢者の健康維持に努めます。また、有事や災害時等に対応や支援ができるように、支え合い台帳や要援護者台帳等の整備と有効的な活用システムを構築し、公的サービスだけではカバーしきれない部分を補うべく地域全体で高齢者をサポートしていくための地域支え合い活動を推進します。

(4) 障がい者福祉

障がい者が社会的・経済的に自立できるよう総合的な支援策が必要です。本人あるいは家族が相談しやすい環境を構築し、個々の持つ能力やライフステージに応じた自立支援計画の作成、継続的な相談支援を通じ、各種既存サービスを有効活用しながら地域生活支援の充実を図ります。特に障害者自立支援センター及び社会就労センターを中心とした福祉的就労施策の充実や既存施設・空き家等を活用した居住の場確保策など、広域的な視点も踏まえながら関係市村、機関と協力・連携し、住みよい地域づくりを推進します。また、広報啓発活動や既存施設のバリアフリー化などあらゆる面を通じて、障がいへの理解を深め、偏見や差別のない地域を目指します。

(5) ひとり親家庭に対する福祉

ひとり親家庭等の不安解消のため、より一層の制度の充実と、社会的・経済的自立援助の各種制度及び資金の活用が図れるよう、村社会福祉士等関係者や保健福祉事務所との連携を密にし、制度の普及啓発を図ります。また、教育委員会等関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等の不安事項の解消や児童の教育面・メンタル面への支援など相談支援の充実を図ります。

(6) 児童福祉

生活態様の多様化に伴い求められる様々な子育て支援ニーズに対応できるよう、次世代育成支援行動計画等の実績を踏まえ、子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の綿密な連携のもと、自然あふれる安全・安心な環境の中で、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として作成した、「第2次子ども・子育て支援事業計画」を基本に、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育（幼児教育）の量的拡大・資質向上、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。特に保育園での延長保育・未満児保育の充実や放課後児童施設の時間延長などは継続して実施します。また、少子化の背景の一因として考えられる保護者の経済的負担を軽減するため、3歳児以上の保育料無料化、未満児保育料の軽減、放課後児童施設の時間延長に伴う利用料の一部無料化なども継続して実施します。

子どもたちは身近な環境に主体的に関わり、様々な体験を重ねる中で意欲や関心を高めていきます。子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を幼児期から育むとともに、心身共に健康で個性豊かな子どもを育てるための保育体制を構築していきます。併せて、「生きる力」を育む保育環境が充実するよう、児童福祉施設の改修や遊び場等の整備を進めます。更には、子どもたちが豊かな生活体験を通してコミュニケーション能力を向上させていくためにも、保育園応援団や地域社会との協働により地域全体で子育てができる体制作りを目指します。

地域の全ての子ども・家庭・妊産婦等に切れ目なく継続した支援を行えるよう、令和元年度に子育て世代包括支援センター、令和3年度には子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援できるよう努めます。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	ア 保育所			
	筑北ひまわり保育園施設整備事業	施設改修（屋根、遊具、照明等）、空調設備整備、プール設備整備、園児室等室内整備に関する事業	筑北村	
	坂井保育園施設整備事業	施設改修（屋根、遊具、照明等）、空調設備整備、プール設備整備、園児室等室内整備に関する事業	筑北村	
	イ 児童館			
	児童館・放課後児童施設整備事業	施設改修、設備整備	筑北村	
	(3) 高齢者福祉施設			
	ア 高齢者生活福祉センター			
	高齢者福祉施設整備事業	高齢者福祉施設の施設改修、整備	筑北村	
	(5) 障害者福祉施設			
	ア 障害者支援施設			
	障害者自立支援センター整備事業	施設の改修、整備	筑北村	
	障害者グループホーム整備事業	施設の整備、整備に対する補助金	筑北村	
	(6) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
	子育て支援センター事業	施設の改修、整備 子育て支援事業全般	筑北村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	健康増進事業	生活習慣病予防のための学習会	筑北村	
	予防接種事業	高齢者・小児等の各種予防接種委託、補助	筑北村	
	国保健康診断事業	成人者の検診、ドック補助金	筑北村	
	地区等敬老会補助事業	地区等が開催する敬老会への補助金	筑北村	
	支え合いサロン事業	高齢者等相談支援事業委託	筑北村	
	後期高齢者人間ドック補助事業	人間ドック受診者への補助金	筑北村	

公共施設等除却事業	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る公共施設等の除却	筑北村	
出生祝い金	出生に対する補助金	筑北村	
結婚祝い金	結婚に対する補助金	筑北村	
結婚推進事業	結婚を推進する活動事業	筑北村	
高齢者憩いの日事業	高齢者の健康福祉増進に資する無料優待入浴	筑北村	
食の自立支援事業	配食サービスの委託	筑北村	
健診促進事業	高齢者・小児・妊産婦等の健診委託	筑北村	
安心ネットワーク事業	高齢者・障がい者等の金銭管理、緊急通報等サポート	筑北村	
高齢者住宅改修事業	高齢者の住宅改修に対する補助金	筑北村	

第7章 医療の確保

1 現況と問題点

本村には、内科等2医院、歯科1医院の開業医があり、住民の診療に当たっています。また、救急医療については、松本広域麻績消防署による広域救急医療体制が整備され充実が図られてきています。村内には専門医や総合病院がなく村外の医療機関に頼っているのが現状です。今後、高齢化が進むことから医療費・介護費に係る負担が更に大きくなることが予測されるため、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

また、医療費等の増大を抑制するためには、特定健診、保健指導、各種がん検診等の保健予防事業を強化していくことが必要です。併せて、独り暮らしや高齢者世帯等の通院に係る交通手段の確保等についても、福祉等と連携して解決していかなければならない課題のひとつです。

2 持続的発展に向けての対策

地域包括ケアシステムを構築するため、保健・福祉・医療の連携を強化します。また、特定健診、各種がん検診等の充実と受診率の向上を図るとともに、医療費高騰の要因を的確に把握し、PDCAサイクルに沿った効果的な保健指導を積極的に進め、生活習慣病予防、医療費の適正化を図ります。

3 事業計画（平成3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
7 医療 の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	救急医療事業	在宅当番医制・病院群輪 番制支援	筑北村	

第8章 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

本村では、現在小学校1校中学校1校体制となり、いずれの学校も校舎・校庭・体育館・プール等施設整備については計画的に改修・改築を行っていますが、築年数も経過しているため、十分とは言えない状況です。

令和2年に小学校学習指導要領、令和3年に中学校学習指導要領が改訂されたことに伴い、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を、「個別最適化された学び」と「協働的な学び」の両方の観点から一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」が実現できるように、少人数学級のメリットを最大限活かした指導に真剣に取り組み、特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

また、幼児期から小学校・中学校・高等学校まで一貫して子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を育成することが示されている中で、2保育園の交流・連携、保育士同士・子ども同士の交流、更には、保育園・小学校・中学校の交流・連携を深めることにより「保・小・中一貫性のある教育」を推進していかなければなりません。

そのために、保育園から中学校まで一貫して、村の豊かな文化や自然に触れながら学ぶことができる「やまほいく」や「ふるさと学習」の機会を確保し、また、「地域で学ぶ・地域を学ぶ・地域で育つ子ども」を教育関係者のみならず村民全員で育てていくことができるように、地域住民による応援団のあり方も見直し、発展させていく必要があります。

また、引き続き英語教育の充実や、新型コロナウイルス感染症蔓延下に開始されたGIGAスクールの推進・活用等、授業改善を進めていかなければなりません。

ほかにも、特別な支援を要する子どもや不登校傾向の子どもに対する支援とともに保護者への支援を充実させ、不登校になりそうな子を未然に把握する取り組みも重要であると考えます。

(2) 生涯学習

平成29年(2017年)に第二次筑北村生涯学習基本構想が策定され、現在、前期基本計画(H29～R3)が実施されています。基本目標は「『学び』『助け合い』心豊かな充実した毎日を生きる」であり、重点事業として、「多様な学習機会の充実」「スポーツを通じた健康増進と地域コミュニティの形成」「学校や家庭、地域との連携」「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」「機関との連携」の5つを挙げています。

しかし、社会教育では、サークル活動や各種教室・講座等の参加者が年々高齢化しており、参加者や活動が少なくなっています。

社会体育も同様に、高齢化で分館対抗球技大会など各種大会への参加者が減少しています。

こうした状況に対して、活動ができる環境づくりや、多くの方に安心して活動に参加していただ

ける仕組みづくり等、工夫をしながら推進していくことが大切です。

2 持続的発展に向けての対策

(1) 学校教育

過疎化の進行により児童・生徒数は減少していますが、少人数のメリットを最大限生かし、豊かな心を育み、それぞれの子どもの個性的で豊かな発想を大切に、仲良く支え合い、心身ともに健康で豊かな情緒と広い知性を育てるために、ねばり強く魅力のある学校づくりに努める必要があります。

子どもを育てるには、学校・家庭・地域の相互の連携、協働を大切にした教育活動の展開を進めることが重要です。

また、豊かな人間性を育むために、地域の特色をいかした「やまほいく」・「ふるさと学習」・「野外体験学習」を中核に「保・小・中一貫性のある教育」を推進していきます。更に、福祉活動やボランティア活動の充実も図っていきます。

これらのことを実現するために、次の項目を基本目標として事業推進を図ります。

- 「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を総合的にとらえて構造化すること
- 育成すべき資質・能力の三つの柱「学びに向かう力・人間性」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の育成
- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、情報を効果的に活用できる力の育成
- 語学力、読解力、計算力及び作文力など確かな力を付けるカリキュラムづくりと事業推進
- 知識・技能を活用して課題解決に取り組むことができる思考力、判断力、表現力及び決断力の育成
- 地域性も活かした体験活動や交流活動等の充実を図ることによる人間関係形成力、豊かな心及び健やかな体の育成
- 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善
- 外国由来の子どもを含め、特別な支援を要する子どもの教育ニーズに対応した指導の充実及び将来自立して社会参加できる力の育成
- 不登校未然防止のための指導と相談体制の充実・教室外の教育環境整備
- それぞれの担当部局との連携を密にした、魅力ある教育環境づくり

(2) 生涯学習

各機関や団体で行っている生涯学習環境づくりを一層有効にするために、住民が生涯を通じて学習活動に親しめる基盤づくり（生涯各期の学習の充実、生涯学習施設や備品の整備、生活基盤・情報基盤の充実等）を一層連携し合って推進します。

住民が意欲的に学び続けるためには、生涯各期の学習者ニーズを常に把握するように努め、多様な学習機会を提供します。指導者を発掘し村外からも講師を求め、学習の場も広げます。また、学習資料や教材が準備されており多様な学習が可能な図書館の設備・備品の充実を図りながら、イベ

ント等の企画・開催により学習に興味を持ってもらえる環境を整備していくとともに、社会教育指導員・専門の主事・図書館司書・学芸員等、必要な人材の確保にも努めます。

住民と協働の村づくり・生涯学習の推進を目指し、団体・サークル・グループ・ボランティアを支援育成し、学校支援、青少年健全育成、乳幼児教育等を協力して推進します。

あらゆる差別をなくす人権教育を、人権尊重村づくり審議会など関係する機関・組織と連携・協力しながら多面的に根気強く推進します。

日常生活の中で、住民が積極的にスポーツ活動に取り組めるように、住民が主体的に運営する施設と総合型地域スポーツクラブ「筑北村スポーツクラブ」による活動の推進や、防災機能など多目的要素を持ったサッカー場の充実を図り、加えてニュースポーツ用具他運動用具、体力測定用具、グラウンド整備用具や機械等の充実を図ります。

小中学校でも、村内で活動する各クラブを通じて、スポーツや音楽のクラブに属する小・中学生の健全育成を図る組織づくりを検討していきます。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
8 教育 の振興	(1)学校教育関連施設			
	ア 校舎			
	筑北小学校施設整備事業	バルコニー塗装、普通教室、照明設備、空調設備整備、放送設備等改修	筑北村	
	聖南中学校施設整備事業	教室等、照明設備等改修	筑北村	
	イ 屋内運動場			
	筑北小学校体育館施設整備事業	外壁塗装、屋根等施設改修・修繕	筑北村	
	聖南中学校体育館施設整備事業	外壁塗装、屋根等施設改修・修繕	筑北村	
	ウ 屋外運動場			
	筑北小学校屋外運動場整備事業	屋外運動場の整備に関する事業	筑北村	
	聖南中学校屋外運動場整備事業	屋外運動場の整備に関する事業	筑北村	
	エ 水泳プール			
	筑北小学校水泳プール整備事業	水泳プールの整備に関する事業	筑北村	
	聖南中学校水泳プール整備事業	水泳プールの整備に関する事業	筑北村	
	オ 教職員住宅			
	教職員住宅整備事業	教職員住宅の改修、整備	筑北村	
カ スクールバス				
スクールバス整備事業	スクールバスの整備に関する事業	筑北村		

スクールバス運行事業	スクールバスの運行に関する事業	筑北村	
キ 給食施設			
筑北小学校給食施設整備事業	ボイラ等施設改修、備品整備等	筑北村	
聖南中学校給食施設整備事業	ボイラ等施設改修、備品整備等	筑北村	
ク その他			
筑北小学校駐車場整備事業	駐車場整備	筑北村	
(3)集会施設、体育施設等			
ア 公民館			
本城公民館施設整備事業	施設改修、整備	筑北村	
坂北公民館施設整備事業	施設改修、整備	筑北村	
坂井公民館施設整備事業	施設改修、整備	筑北村	
イ 体育施設			
本城体育施設整備事業	グラウンド・野球場、体育館、テニスコート、ゲートボール場、マレットゴルフ場、地域防災施設（サッカー場）、キャンプ場、公園等施設改修・整備	筑北村	
坂北体育施設整備事業	グラウンド・野球場、体育館、テニスコート、ゲートボール場、マレットゴルフ場、キャンプ場、公園等施設改修・整備	筑北村	
坂井体育施設整備事業	グラウンド・野球場、バドミントン体育館、テニスコート、ゲートボール場、マレットゴルフ場、公園等施設改修・整備	筑北村	
ウ 図書館			
図書館施設整備事業	書庫棟、本棚等の整備・改修	筑北村	
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
図書館システム更新事業	図書システム・パソコン等の更新	筑北村	
筑北小学校案内標識設置事業	案内標識の設置	筑北村	
学校情報環境整備事業	端末の更新、ICT機器整備等	筑北村	
公共施設等除却事業	教育の振興に係る公共施設等の除却	筑北村	
コミュニティ・スクール推進事業	筑北型コミュニティ・スクールの活動の推進	筑北村	

スポーツイベント推進事業	各種大会等の開催、スポーツフェスティバルの充実	筑北村	
特色ある学校づくり補助金	補助金の交付	筑北村	
学校教育施設維持補修事業	維持修繕、補修	筑北村	

第9章 集落の整備

1 現況と問題点

村内の地域過疎は一層進み、昔から地域の協働事業として行われていた道路等の環境整備や集落独自のお祭り・行事などの継続が困難になっている集落が増加しています。加えて集落内の住民の高齢化等により役員等の担い手が減少し、個々の負担が大きくなり、集落の存続も困難になっています。

また、各集落の人口が減少していく中で、旧村時代の類型公共施設がそのまま残っている現状を加味し、利用者数に応じて施設の統廃合を実施することや、地域の活気を産み出すために公共施設を転用、後利用等していくことを検討する必要があります。

2 持続的発展に向けての対策

集落の持つ住民協働の力を活用すべく協働支援事業を立ち上げ、集落の持つ特性を活かす協働取組事業を支援する地域づくりを進めます。また集会施設についても新增改築等への助成制度を継続し、施設機能の向上を図るとともに、地域活動運営の拠点として円滑な地域運営を図ります。

集落の活動が困難となっている地区においては、地域の実情把握に努めたいうで、必要に応じて常会の再編や集落機能の見直し等検討します。

村職員が各地区との連絡・相談役等を担う職員集落担当制度も活用し、集落の活力再生に貢献します。

また、村や地域の実情に応じた公共施設マネジメント事業を推進していきます。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
9 集落 の整備	(1)過疎地域集落再編整備			
	公共施設マネジメント推進事業	公共施設等の集約、複合化、転用等用途変更に係る改修、補助金返還等	筑北村	
	若者定住住宅整備事業	建設、改修、修繕、設備	筑北村	
	村営住宅整備事業	建設、改修、修繕、設備	筑北村	
	移住促進住宅整備事業	建設、改修、修繕、設備	筑北村	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	筑北村協働事業支援金	区・団体の協働取組み事業に対する補助	筑北村	
	集会施設整備事業補助金	新築・増改築等に対する補助金	筑北村	

第10章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

地域性豊かな祭礼行事、伝統芸能、文化、習慣等が伝承されてきましたが、それらは地域の生活や産業と密接に結びついているため、昨今の過疎化・少子高齢化の進行、社会構造の変化、住民のライフスタイルと意識の変化などにより、滅失・消滅の危機にさらされています。

本村には重要文化財・県宝・県史跡・石造物・埋蔵遺跡等多くの文化財があり、貴重な民俗資料や歴史資料の収集、保存に努めるとともに、現在ある貴重な文化財が散逸・消滅しないよう、将来に向けて保存・活用を図っていくことが大切です。

平成28年から30年にかけて、修那羅石神仏群について調査及び学習会を実施し、調査結果をまとめ「修那羅山の石神仏」の改訂版とガイドマップを作成し、修那羅山安宮神社石神仏群について村内外の関心が高まっています。

旧村単位にあった歴史民俗資料館は、それぞれ収蔵庫、考古資料館、歴史民俗資料館として存続してきましたが、老朽化が目立ってきており、歴史資料の保管場所を集約する等検討していく必要があります。

2 持続的発展に向けての対策

本村に残る個性豊かな伝統文化・文化財等は、次世代に継承していくべき財産です。自らの地域を見つめ直し、由緒ある伝統文化等の再発見・保護を行い、その継承に向けた活動を支援する体制を整えます。特に修那羅の石神仏群、青柳の切通し・石組水路、立峠石畳については、再調査し整備する中で一体的な観光スポットにしていくことを目指します。

特色ある施設づくりとして、それぞれの施設の特色を活かした整備を行います。また、施設の状況を村のホームページへ掲載し情報提供します。併せて、点在する村指定文化財に標柱・看板等を設置することを進め、筑北村文化財ガイドブック、「修那羅山の石神仏」改訂版、ガイドマップ等を利用して、観光との融合を図り、交流人口の増加を目指します。

重要文化財・県宝・県史跡・石造物・埋蔵遺跡等文化財については、貴重な民俗資料や歴史資料の収集、各家庭に所蔵されている物の発掘にも努めるとともに、現在ある貴重な文化財が散逸・消滅しないよう保存・活用を図ります。

また、旧村単位にあった歴史民俗資料館をそれぞれ収蔵庫・考古資料館・歴史民俗資料館として存続させていますが、老朽化が目立っています。早急に各施設の点検や収蔵物などの整理・集約の実施を検討します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
10 地域 文化の振 興等	(1)地域文化振興施設等			
	ア 地域文化振興施設			
	資料館整備事業	考古資料館及び歴史民俗 資料館施設改修、収蔵庫 整理等	筑北村	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	文化財保護事業	青柳城址公園施設等整 備、村内文化財案内看板 等更新、資料・データ整 備等	筑北村	
	公共施設等除却事業	地域文化の振興等に係る 公共施設等除却	筑北村	

第 11 章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

低炭素・省資源社会の実現に向け、村が率先して温室効果ガス排出の削減に向け取り組むとともに、当村における自立的なエネルギー確保の観点からも、太陽エネルギー等、再生可能エネルギーの利用促進に向けて、広く普及啓発活動等に取り組みます。

2 持続的発展に向けての対策

再生可能なエネルギーによる脱化石エネルギー推進とエネルギーの自給率向上による省エネを個人レベルで推進するため、太陽光発電システムの設置について補助を行います。

また、公共施設への太陽光発電システム設置等も検討していきます。

3 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
11 再生 可能エネ ルギーの 利用の推 進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
	公共施設等改修事業	再生可能エネルギーの 導入に係る改修事業	筑北村	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	太陽光発電システム設置補助	設置者への補助金	筑北村	

第12章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

今後の厳しい財政状況が予測される中で、これまでのような地域の課題解決を行政が担うことは不可能になってきます。人口減少や少子高齢化が進行している状況では、過疎により地域が失われることの危機感を全員で共有し、住民が協力して地域を守るいわゆる「おてんま」など失われつつある慣習を維持することで自助・共助・公助の役割を住民と行政が正しく認識することが必要です。

若者は中学校卒業後、ほぼ全員が高校へ進学し、その半数以上が専門学校を含む短大以上に進学します。その後村に残る若者は少なく、村の各分野において若者が不足し、在住する若者のほとんどが村外に勤務しています。村の将来を支える人材を育成し、広い視野と国際感覚を養うため、語学教育・地域間交流を積極的に行うことが大切であり、通勤・通学の利便性向上や地域のイメージアップを図ることにより、人口の社会減を食い止める必要があります。

また、地域が抱える課題や地域間格差を的確に捉えることが求められています。

2 持続的発展に向けての対策

住民による地域づくり団体の活動を支援していくとともに、住民の経験と知識を豊富にするための研修制度の拡充、未来に向かっての村づくり提言の創設などを実施します。

各種施策を進めるに当たり、若者に計画段階からの参画を促し、広く若者の意向を尊重し、自ら住み良い村づくりを進めることができる体制を確立しながら、村の活性化の推進役となる人材育成を積極的に行います。各種事業においては、開発公社・農協・商工会・村内外の企業の協力を得て、広く民間活力を導入しながら持続的発展を図るために役立つ財政基盤の確立を図ります。

また、職員集落担当制度や各地域の実態調査等の実施・活用により、地域の実情や特性、住民ニーズ、地域ごとの課題、及び地域間格差等を的確に把握するよう努めます。

これらの施策の実現には、職員の知識の向上が必要不可欠となるため、あらゆる分野での研修会等に参加することにより自己の研鑽、資質向上を図りレベルアップを目指します。広報等の刊行物やホームページの内容を充実し、適切な行政情報の提供に努めながら、画一的な考え方にとらわれることなく視野を広げることが肝要です。そのため、一度で間に合う総合相談日の設定、モニター制による住民満足度の検証、情報開示を進め村政の見える化を図るなど公正で透明な行政サービスの向上に努めます。

3 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	Uターン補助金	Uターン者への補助金	筑北村	
	地域活性化事業補助	情報発信・イベント等 補助	筑北村	
	老朽空き家解体補助	所有者が行なう特定空 き家等の解体に係る事 業費の補助	筑北村	
	移住体験ツアー事業	移住体験者の農村体験 ツアー等	筑北村	
2 産業 の振興	特産品開発普及事業	特産品の開発、普及	筑北村	
	森林造成事業補助金	森林整備事業査定経費 補助	筑北村	
	鳥獣被害防止総合対策事業	防止柵資材の支給	筑北村	
	有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣捕獲対策交付 金	筑北村	
	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推 進交付金事業	緊急捕獲交付金	筑北村	
	薬草による村おこし事業	薬草栽培促進、生産等 の研究・試験栽培	筑北村	
	青年就農給付金（経営開始型）	就農給付金	筑北村	
	中山間地域直接支払	協定締結集落に交付金	筑北村	
	多面的機能支払交付金	協定締結集落に交付金	筑北村	
	林道維持管理事業	林道の維持管理	筑北村	
	土地改良施設維持管理事業	水路及び頭首工等の維 持補修、修繕	筑北村	
	林道台帳整備事業	台帳のデータ化	筑北村	
	農道台帳整備事業	台帳整備	筑北村	
	林道橋梁点検	橋梁点検	筑北村	
	商工振興事業	商工業指導事業	筑北村	
	史跡を活用した観光振興事業	史跡の整備と観光案内 人の育成	筑北村	
	スポーツ大会・合宿誘致事業	スポーツ大会や合宿の誘致	筑北村	
	登山道、遊歩道等環境維持整備 事業	登山道、遊歩道等の維 持・補修、案内板設置	筑北村	
	道路標識案内板整備事業	設置、更新、修繕等	筑北村	
	観光パンフレット整備	パンフレット作成、デ ジタル化等	筑北村	
農村体験旅行受入事業	運営支援	筑北村		
ホームページ更新事業	観光サイト情報の随時 更新	筑北村		
観光誘客事業	デジタルスタンプラリ ー等の開催に係る事 業、観光PR動画等の	筑北村		

		作成・配信等		
	(仮称)筑北村観光協会設立・運営事業	設立準備支援 運営補助・事業委託	筑北村	
	温泉施設維持補修事業	維持、補修	筑北村	
	観光施設公衆トイレ維持補修事業	維持、補修	筑北村	
	公共施設等除却事業	産業の振興に係る公共施設等の除却	筑北村	
3 地域における情報化	自治体D Xの取組に関する事業	I C Tを活用した行政サービスの提供、デジタル環境の整備	筑北村	
	自主放送番組制作事業	自主放送番組制作、放映	筑北村	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通（バス）運行事業	村営バスの運営	筑北村	
	道路維持補修事業	道路の維持補修	筑北村	
	道路構造物等点検・補修事業	橋りょう・トンネル・大型カルバート点検・補修	筑北村	
	橋梁長寿命化計画策定事業	橋梁修繕計画の策定	筑北村	
	道路愛護事業	道路愛護活動実施に対する補助	筑北村	
5 生活環境の整備	公共施設等除却事業	生活環境の整備に係る公共施設等の除却	筑北村	
	法適化事業	簡易水道、下水道施設法適化	筑北村	
	環境にやさしい防犯灯更新事業	省エネタイプに更新	筑北村	
	ごみ収集ステーション設置事業	ごみ収集所設置補助	筑北村	
	避難所耐震化等事業	指定避難所の耐震補強及び機能強化	筑北村	
	ハザードマップ整備事業	洪水、ため池ハザードマップの作成	筑北村	
	交通安全施設更新事業	カーブミラー等の新設及び更新	筑北村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	健康増進事業	生活習慣病予防のための学習会	筑北村	
	予防接種事業	高齢者・小児等の各種予防接種委託、補助	筑北村	
	国保健康診断事業	成人者の検診、ドック補助金	筑北村	
	地区等敬老会補助事業	地区等が開催する敬老会への補助金	筑北村	
	支え合いサロン事業	高齢者等相談支援事業委託	筑北村	
	後期高齢者人間ドック補助事業	人間ドック受診者への補助金	筑北村	
	公共施設等除却事業	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉	筑北村	

		の向上及び増進に係る 公共施設等の除却		
	出生祝い金	出生に対する補助金	筑北村	
	結婚祝い金	結婚に対する補助金	筑北村	
	結婚推進事業	結婚を推進する活動事業	筑北村	
	高齢者憩いの日事業	高齢者の健康福祉増進に資 する無料優待入浴	筑北村	
	食の自立支援事業	配食サービスの委託	筑北村	
	健診促進事業	高齢者・小児・妊産婦等の 健診委託	筑北村	
	安心ネットワーク事業	高齢者・障がい者等の金銭 管理、緊急通報等サポート	筑北村	
	高齢者住宅改修事業	高齢者の住宅改修に対する 補助金	筑北村	
7 医療 の確保	救急医療事業	在宅当番医制・病院群輪 番制支援	筑北村	
8 教育 の振興	図書館システム更新事業	図書システム・パソコン 等の更新	筑北村	
	筑北小学校案内標識設置事業	案内標識の設置	筑北村	
	学校情報環境整備事業	端末の更新、ICT機器整 備等	筑北村	
	公共施設等除却事業	教育の振興に係る公共 施設等の除却	筑北村	
	コミュニティ・スクール推進事 業	筑北型コミュニティ・ スクールの活動の推進	筑北村	
	スポーツイベント推進事業	各種大会等の開催、ス ポーツフェスティバル の充実	筑北村	
	特色ある学校づくり補助金	補助金の交付	筑北村	
	学校教育施設維持補修事業	維持修繕、補修	筑北村	
9 集落 の整備	筑北村協働事業支援金	区・団体の協働取組み 事業に対する補助	筑北村	
	集会施設整備事業補助金	新築・増改築等に対す る補助金	筑北村	
10 地域 文化の振 興等	文化財保護事業	青柳城址公園施設等整 備、村内文化財案内看 板等更新、資料・デー タ整備等	筑北村	
	公共施設等除却事業	地域文化の振興等に係 る公共施設等除却	筑北村	
11 再生 可能エネ ルギーの 利用の推 進	太陽光発電システム設置補助	設置者への補助金	筑北村	

4 備考

本章及び1章から11章までに掲載された過疎地域持続的発展特別事業においては、すべて効果が一過性ではなく、住民福祉、財政貢献、地域活性化、地方創生、環境保全等の観点から、施策の効果が将来に及び、地域の持続的発展に資する事業を掲載するものとしています。